

## 第10回検討チーム会合での指摘事項と対応方針案

	御指摘事項	対応方針案
1	遮水シートを敷いて、大雨や洪水が起こったときに、処分場が水浸しの状態になって水が抜けないと、かえってセシウムが溶出してしまわないかと気になる。	セシウム134及びセシウム137が溶出すると認められる場合は、省令案にて遮水工及び保有水等集排水設備を設け、放流水の水質の維持を行うこととしております。なお、基本的には遮水工は不要です。
2	埋立処分場の立地、目安や基準というものを、どう示すのか。	地形、地質、気象その他の自然・社会的状況を勘案し、放射線防護上の安全性を考慮して、利用場所を選定することが重要であること等を、ガイドライン案で記載いたしました。
3	遮水工を設けなくてはならない判断基準について、これはどういった考え方で示すのか。	遮水工が不要な除去土壌の基準として、告示案にて、 ① 溶出試験でセシウム134及びセシウム137が検出されないこと 又は ② 除去土壌の性状及び放射能濃度を勘案して①と同程度の溶出性であると認められること としております。 また、溶出試験の検出下限値の目標範囲を10～20Bq/Lとするよう、ガイドライン案で記載いたしました。
4	遮水工について、維持管理基準的なものは今のところないが、廃掃法の基準を準用するような形で運用するというのでよいか。	福島県外の土壌の濃度では、基本的に遮水工は不要であり、既存のガイドライン等も参考にしながら、個別に対応をまいります。